

はじめに

- ①本書は（公財）運行管理者試験センターが行う運行管理者試験（旅客）について、内容をジャンル別に区分し、それぞれに解説を加えたものです。
- ②過去10回分の受験者数及び合格率は次のとおりです。

回数	1	2	3	4
実施時期	令和6年8月	令和6年3月	令和5年8月	令和5年3月
受験者数	6,469人	5,434人	5,158人	4,675人
合格率	30.7%	36.5%	34.5%	35.3%
回数	5	6	7	8
実施時期	令和4年8月	令和4年3月	令和3年8月	令和3年3月
受験者数	5,403人	5,787人	6,740人	7,610人
合格率	38.4%	34.5%	32.6%	47.4%
回数	9	10	※令和2年3月の試験は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受験生の安全を考慮して中止されました。	
実施時期	令和2年8月	令和元年8月		
受験者数	9,714人	8,263人		
合格率	31.2%	31.8%		

- ③各章の順序は、試験問題と同じく、次のとおりとしました。
- 第1章 道路運送法 第2章 道路運送車両法
第3章 道路交通法 第4章 労働基準法
第5章 実務上の知識及び能力
- ④各章は、1 法令の要点、2 演習問題、◆解答&解説で構成されています。
- ⑤1 法令の要点 では、過去に出題された問題に関係する法令を、要点を絞って掲載しています。太字は特に重要な部分を表しています。
- ⑥2 演習問題 では、過去問題を中心とした演習問題を収録しています。次の3種類の問題で構成しています。
- ◎（公財）運行管理者試験センターが公表している「運行管理者試験（CBT試験）出題例」令和2年～4年（3回分計90問）
 - ◎筆記試験問題 令和3年3月
 - ◎編集部収集作成問題

第1章



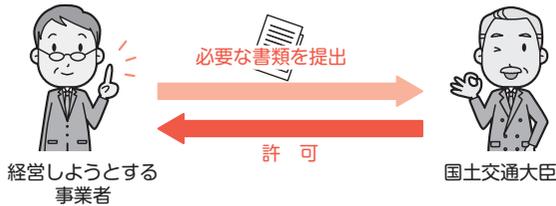
道路運送法

1. 法律の目的と定義	12	14. 運行基準図・運行表	63
2. 旅客自動車運送事業の種類	13	15. 経路の調査と運行指示書	64
3. 許可	15	16. 乗務員等台帳と乗務員証	67
4. 運送約款	17	17. 特別な指導 [1]	70
5. 事業計画	19	18. 特別な指導 [2]	72
6. 禁止行為と乗合旅客の運送	25	19. 事故の報告 [1]	85
7. 運転者の選任	27	20. 事故の報告 [2]	91
8. 過労の防止	29	21. 運行管理者の選任	97
9. 点呼	37	22. 運行管理者の業務	101
10. 事故等における 掲示・処置・措置	53	23. 運行管理者資格者証	114
11. 輸送の安全	55	24. 運送事業者による運行管理	115
12. 業務記録・事故の記録	57	25. 運転者等の遵守事項	121
13. 運送引受書の交付	62	26. 旅客自動車運送事業者による 輸送の安全に係る情報の公表	128

1 法令の要点と○×式過去出題例

■ 一般旅客自動車運送事業の許可 [道路運送法第4条]

1. 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の**許可**を受けなければならない。



【一般旅客自動車運送事業の許可】

2. 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業）について行う。

■ 欠格事由 [道路運送法第7条]

1. 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の**許可をしてはならない**。

②許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から**5年**を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）として在任した者で当該取消しの日から5年を経過していないものを含む。）であるとき。

■ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新 [道路運送法第8条]

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、**5年**ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

過去出題例 [許可]

- 1. 一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業の種別ごとに国土交通大臣の認可を受けなければならない。[R4_CBT/R3_CBT]
- 2. 一般旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた者は、その取消しの日から2年を経過しなければ、新たに一般旅客自動車運送事業の許可を受けることができない。
[R2_CBT]
- 3. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。[R2_CBT]

解答

1…× (認可⇒許可) : 2…× (2年⇒5年) : 3…○

2 演習問題

問1 旅客自動車運送事業に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。[R2_CBT]

- 1. 自動車運送事業とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。
- 2. 旅客自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であって、一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業をいう。
- 3. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4. 一般旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた者は、その取消しの日から2年を経過しなければ、新たに一般旅客自動車運送事業の許可を受けることができない。

◆解答&解説

問1 [解答 2, 3]

- 1. 誤 : 自動車運送事業とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。自動車道事業には含まれないが、「道路運送事業」に含まれる。道路運送法第2条(定義)第2項。⇒12P
- 2. 正 : 道路運送法第2条(定義)第3項。⇒12P・道路運送法第3条(旅客自動車運送事業の種類)第1項①・②。
- 3. 正 : 道路運送法第8条(一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新)第1項。
- 4. 誤 : 「2年」⇒「5年」。道路運送法第7条(欠格事由)第1項②。

第2章



道路運送車両法

1. 法律の目的と定義	140	4. 点検整備	159
2. 登録制度	141	5. 保安基準	166
3. 自動車の検査	148		

5

保安基準

1 法令の要点

■ 保安基準の原則 [車両法第46条]

1. 自動車の構造及び自動車の装置等に関する保安上又は**公害防止**その他の環境保全上の技術基準（以下「保安基準」という。）は、道路運送車両の構造及び装置が**運行**に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に**危害**を与えないことを確保するものでなければならない。かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであってはならない。

■ 用語の定義 [保安基準第1条]

1. この省令における用語の定義は、道路運送車両法第2条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

⑬「緊急自動車」とは、消防自動車、警察自動車、保存血液を販売する医薬品販売者が保存血液の緊急輸送のため使用する自動車、救急自動車、公共用応急作業自動車等の自動車及び国土交通大臣が定めるその他の**緊急の用に供する自動車**をいう。

■ 長さ、幅及び高さ [保安基準第2条]

1. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、**長さ**（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）**12メートル**（告示で定めるものにおいて13メートル）、**幅2.5メートル**、**高さ3.8メートル**を超えてはならない。

[告示の基準]

①空車状態

④車体外に取り付けられた後写鏡、その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取り外した状態

■ 軸重等 [保安基準第4条の2]

1. 自動車の軸重は、**10トン**（牽引自動車のうち告示で定めるものにおいて、11.5トン）を超えてはならない。

2 演習問題

問1 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 乗車定員11人以上の自動車及び幼児専用車には、消火器を備えなければならない。
2. 自動車（二輪自動車等を除く。）の空気入ゴムタイヤの接地部は滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅にわたり滑り止めのために施されている凹部（サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。）のいずれの部分においても1.6ミリメートル以上の深さを有すること。
3. 自動車の後面には、夜間にその後方200メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できる赤色の後部反射器を備えなければならない。
4. 自動車（被けん引自動車を除く。）に備える警音器は、警報音発生装置の音が連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものであること。

問2 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 「緊急自動車」とは、消防自動車、警察自動車、保存血液を販売する医薬品販売業者が保存血液の緊急輸送のため使用する自動車、救急自動車、公共用応急作業自動車等の自動車及び国土交通大臣が定めるその他の緊急の用に供する自動車をいう。
2. 自動車には、告示で定めるものを除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。
3. 自動車の乗車定員は、12歳以上の者の数をもって表すものとする。この場合において、12歳以上の者1人は、12歳未満の小児又は幼児1.5人に相当するものとする。
4. 方向指示器は、毎分60回以上100回以下の一定の周期で点滅するものであること。

第3章



道路交通法

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 法律の目的と定義 …………… 180 | 9. 灯火と合図の時期 …………… 227 |
| 2. 自動車の種類と運転免許 …… 183 | 10. 乗車又は積載方法の制限等 …… 233 |
| 3. 信号機の意味 …………… 191 | 11. 酒気帯び運転の禁止 …………… 235 |
| 4. 最高速度・高速道路 …………… 193 | 12. 過労運転の禁止 …………… 237 |
| 5. 追越し …………… 201 | 13. 運転者の遵守事項 …………… 239 |
| 6. 車両の通行方法 …………… 208 | 14. 交通事故の場合の措置 …… 251 |
| 7. 交差点 …………… 218 | 15. 使用者に対する通知 …… 253 |
| 8. 停車及び駐車禁止場所 …… 221 | 16. 道路標識 …………… 254 |

16

道路標識

1 道路標識の名称と意味

■ 道路標識の名称と意味 [編集部]

標 識	標識名称	意 味
	車両進入禁止	道路における車両の通行につき一定の方向にする通行が禁止される道路において、車両がその禁止される方向に向かって進入することができない。
	二輪の自動車以外の自動車通行止め	二輪自動車以外、通行することができない。
	大型乗用自動車等通行止め	大型自動車、 特定中型自動車 ※1の通行を禁止する。
	駐停車禁止	8時から20時までの間は 駐停車 してはならない。
	駐車禁止	8時から20時までの間は 駐車 してはならない。
	車両横断禁止	車両は 横断 （道路外の施設又は場所へ出入するための左折を伴う横断を除く。）することができない。
	追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	道路の中央線から右側部分にはみ出して追越しをしてはならない。
 追越し禁止	追越し禁止	自動車は、他の自動車を追いついてはならない。
	高さ制限	自動車の 高さ が3.3メートルを超える車両の通行を禁止する。
	最大幅	自動車の 幅 が2.2メートルを超える車両の通行を禁止する。

2 演習問題

問1 次に掲げる標識に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 緊急通行車両その他の車両であって、広域災害応急対策の実施に関し道路管理者が必要と認める者以外の者の利用を禁止する。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

2. この標識より先にある道路の道幅が狭くなることを表している。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式縁線、文字及び記号を黒色、縁及び地を黄色とする。

3. 自動車は、当該車両通行帯を通行している場合において、後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出なければならない。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

4. 車両は、8時から20時までの間は駐車してはならない。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式斜めの帯及び枠を赤色、文字及び縁を白色、地を青色とする。

第4章



労働基準法

- | | | | |
|------------|-----|--------------------|-----|
| 1. 労働契約 | 266 | 5. 労働時間の改善基準（目的） | 289 |
| 2. 労働時間・休日 | 273 | 6. 労働時間の改善基準（タクシー） | 290 |
| 3. 就業規則 | 280 | 7. 労働時間の改善基準（バス） | 296 |
| 4. 健康診断 | 284 | | |

1

労働契約

1 法令の要点

■ 労働条件の原則 [労基法第1条]

1. 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
2. この法律で定める労働条件の**基準は最低**のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

■ 均等待遇 [労基法第3条]

1. 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、**差別的取扱をしてはならない**。

■ 定義 [労基法第9条・第10条・第11条・第12条]

第9条（労働者の定義）

1. この法律で「**労働者**」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、**賃金を支払われる者**をいう。

第10条（使用者の定義）

1. この法律で「**使用者**」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

第11条（賃金の定義）

1. この法律で「**賃金**」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

第12条（平均賃金の定義）

1. この法律で「**平均賃金**」とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3ヵ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の**総日数**で除した金額をいう。

■ 契約期間等 [労基法第14条]

1. 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、**3年**（次の各号のいずれかに該当する労働契約にあっては、**5年**）を超える期間について締結してはならない。

■ 休業手当 [労基法第26条]

1. 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の**100分の60以上**の手当を支払わなければならない。

■ 出来高払制の保障給 [労基法第27条]

1. 出来高払制その他の請負制で使用する労働者については、使用者は、**労働時間に応じ**一定額の賃金の保障をしなければならない。

2 演習問題

問1 労働基準法（以下「法」という。）に定める労働契約等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。[R4_CBT]

1. 使用者は、労働者の同意が得られた場合においては、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をすることができる。
2. 使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払わなければならない。
3. 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。
4. 法第20条（解雇の予告）の規定は、法に定める期間を超えない限りにおいて、「日雇い入れられる者」、「3ヵ月以内の期間を定めて使用される者」、「季節的業務に6ヵ月以内の期間を定めて使用される者」又は「試の使用期間中の者」のいずれかに該当する労働者については適用しない。

6

労働時間の改善基準 [タクシー]

1 法令の要点

■ 一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等
[改善基準第2条]

1. 使用者は、一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者（**隔日勤務に就くものを除く。**）を使用する場合は、その拘束時間及び休息期間については、次に定めるところによるものとする。

拘束時間	始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む）の合計時間
休息期間	勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間

《1ヵ月の拘束時間》

- ① 1ヵ月についての拘束時間は、**288時間**を超えないものとする。ただし、顧客の需要に応ずるため常態として車庫等において待機する就労形態（車庫待ち等）の自動車運転者について、労働者の過半数を代表する者との書面による労使協定があるときは、**300時間**を超えないものとする。

車庫待ち等の運転者	顧客の需要に応じるため、常態として車庫等で待機する就労形態のタクシー運転者。
労使協定	使用者が労働者との間で締結される、書面による協定のこと。

《1日の拘束時間》

- ② 1日（**始業時刻から起算して24時間をいう。**）についての拘束時間は、**13時間**を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（最大拘束時間）は、**15時間**とすること。ただし、車庫待ち等の自動車運転者について、次に掲げる要件を満たす場合には、この限りでない。

- イ. 勤務終了後、**継続20時間**以上の休息期間を与えること。
- ロ. 1日についての拘束時間が**16時間**を超える回数が、1ヵ月について**7回以内**であること。
- ハ. 1日についての拘束時間が**18時間**を超える場合には、夜間4時間以上の仮眠時間を与えること。
- ニ. 1回の勤務における拘束時間が、24時間を超えないこと。

7

労働時間の改善基準【バス】

1 法令の要点

■ 一般乗合・貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等 [改善基準第5条]

1. 使用者は、一般乗合・貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者（バス運転者等）を使用する場合は、その拘束時間、休息期間及び運転時間については、次に定めるところによるものとする。

拘束時間	始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む）の合計時間
休息期間	勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間

《1ヵ月（1年）、4週平均1週（52週）の拘束時間》

- ①拘束時間は、次の**いずれか**の基準を満たすものとする。
- イ 1ヵ月について**281時間**を超えず、**かつ**、**1年**について**3,300時間**を超えないものとする。ただし、貸切バス等乗務者の拘束時間は、労使協定により、1年について6ヵ月までは、1ヵ月について**294時間**まで延長することができ、**かつ**、1年について**3,400時間**まで延長することができる。
 - ロ 4週を平均し1週間当たり**65時間**を超えず、**かつ**、**52週間**について**3,300時間**を超えないものとする。ただし、貸切バス等乗務者の拘束時間は、労使協定により、**52週間のうち24週間までは**4週を平均し1週間当たり**68時間**まで延長することができ、**かつ**、**52週間**について**3,400時間**まで延長することができる。
- ②①イただし書の場合においては、1ヵ月の拘束時間について**281時間を超える月が4ヵ月を超えて連続しない**ものとし、①ロただし書の場合においては、4週を平均した1週間当たりの拘束時間が**65時間**を超える週が**16週間**を超えて連続しないものとする。

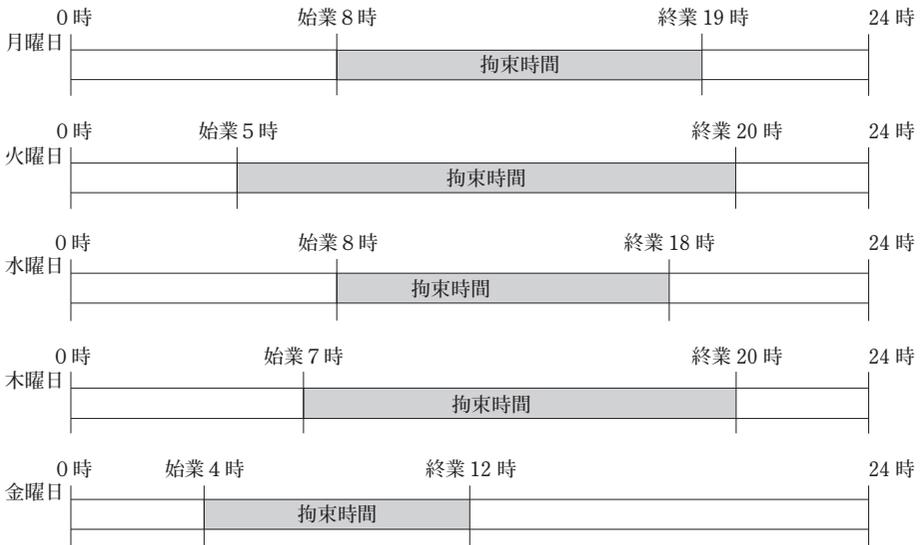
《1日の拘束時間》

- ③**1日**（**始業時刻から**起算して**24時間**をいう。）についての拘束時間は、**13時間**を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は**15時間**とすること。この場合において、1日についての拘束時間が**14時間**を超える回数を**できるだけ少なくするよう努める**ものとする。

4 演習問題（1日の拘束時間）

問1 下図は、一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1週間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)に定める拘束時間等に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。ただし、すべて1人乗務の場合とする。なお、解答にあたっては、下図に示された内容及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとし、改善基準に定める予期し得ない事象への対応時間はないものとする。

[R3. 3改]



注) 土曜日及び日曜日は休日とする。

1. 1日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反するものがある。
2. 勤務終了後の休息期間が改善基準に違反するものがある。
3. 1日についての拘束時間が14時間を超えることができる1週間についての回数は、改善基準に定める目安に違反している。
4. 月曜日に始まる勤務の1日についての拘束時間は、この1週間の勤務の中で1日についての拘束時間が最も長い。

◆解答&解説

問1【解答 1, 2】

改善基準第5条第1項③・④。

1日についての拘束時間は13時間を超えないものとし、延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（最大拘束時間）は15時間とすること。また、勤務終了後の休息期間は継続9時間以上与えること。ポイントは、「最大拘束時間が15時間を超える*」、「休息期間が9時間未満」であると改善基準違反となる。なお、1日の拘束時間の開始は当日の始業時とし、終了は始業時から24時間後となる。

*「超える」には、「15時間」は含まれない。

設問の場合、月曜日の拘束時間は、始業8時から24時間後の火曜日の8時までとなる。月曜日の始業時から24時間以内には火曜日の始業5時から8時までの3時間が含まれる。よって、拘束時間の計算は次のようになる。

月曜日の拘束時間は、始業8時～終業19時（①）＋火曜日の始業5時～8時（③）となり、11時間＋3時間＝14時間となる。また、木曜日の始業7時～8時（⑥）までの1時間は水曜日の拘束時間に、金曜の始業4時～7時（⑨）の3時間は木曜日の拘束時間に含まれることに注意する。



月曜日から金曜日までの拘束時間と休息期間は次のとおり。

月	拘束時間	14時間（11時間（始業8時～終業19時）＋翌日3時間）
	休息期間	10時間（月曜終業19時～火曜始業5時）
火	拘束時間	15時間（始業5時～終業20時）
	休息期間	12時間（火曜終業20時～水曜始業8時）
水	拘束時間	11時間（10時間（始業8時～終業18時）＋翌日1時間）
	休息期間	13時間（水曜終業18時～木曜始業7時）
木	拘束時間	16時間（13時間（始業7時～終業20時）＋翌日3時間）
	休息期間	8時間（木曜終業20時～金曜始業4時）
金	拘束時間	8時間（始業4時～終業12時）

第5章



実務上の知識及び能力

1. 運行管理者	358	6. 交通事故防止	445
2. 配置基準	392	7. 視覚と視野と夜間等の運転	454
3. 運転者の健康管理	406	8. 走行時に働く力と諸現象	460
4. 交通事故等緊急事態	416	9. 自動車に関する計算問題	464
5. 事故の再発防止策	421		

2

配置基準

1 交替運転者の配置基準

■ 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について（※）

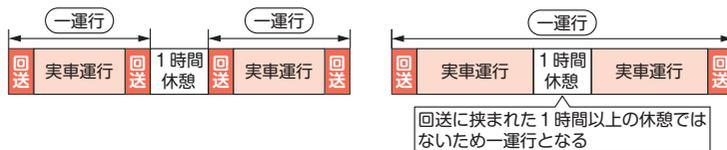
※以下「配置基準」という。高速乗合バスについては省略（一部掲載）。以下同じ。

1. 用語の定義

- (4) **1日の乗務**：1人の運転者が1日（始業から起算して24時間をいう。以下同じ。）のうち、最初に**運転を開始**してから、最後に**運転を終了**するまでの間の乗務をいう。
- (5) **一運行**：1人の運転者の1日の乗務のうち、**回送運行を含む**運転を開始してから運転を終了するまでの一連の乗務を一運行という。ただし、1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、**その間に連続1時間以上の休憩**を確保する場合であって、当該休憩の**直前及び直後に回送運行**があるときには、当該休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行とする。なお、1人の運転者が同じ1日の乗務の中で**2つの夜間ワンマン運行**に連続して乗務する場合には、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を挟んでいても、これらの連続する運行を合わせて**1つの夜間ワンマン運行**とみなす。

★一運行のポイント★

- ① 1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、その間に連続1時間以上の休憩を確保する場合で直前直後に回送運行があると、休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行になる。ただし、直前及び直後に回送運行がないと一運行になる。



- ② 1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に連続して乗務する場合、直前直後に回送運行があり、連続1時間以上の休憩を挟んでいても、1つの夜間ワンマン運行となる。



- (7) **夜間ワンマン運行**：最初の旅客が乗車する時刻若しくは最後の旅客が降車する時刻（運転を交替する場合にあっては実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻）が**午前2時から午前4時までの間**にあるワンマン運行又は**当該時刻をまたぐ**ワンマン運行をいう。

2 演習問題

問1 旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の過労運転の防止等についての法令の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

[R4_CBT]

- 1. 貸切バスの交替運転者の配置基準に定める夜間ワンマン運行（1人乗務）の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、4時間までとする。
- 2. 貸切バスの交替運転者の配置基準に定める夜間ワンマン運行（1人乗務）の実車運行区間において、1運行の実車距離が400キロメートルを超える場合にあつては、運行指示書上、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続20分以上の休憩を確保しなければならない。
- 3. 事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
- 4. 事業者は、乗務員が有効に利用することができるように、営業所、自動車車庫等に、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合は睡眠に必要な施設を整備しなければならない。ただし、乗務員が実際に睡眠を必要とする場所に設けられていない施設は、有効に利用することができる施設には該当しない。

問2 旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の過労運転の防止等についての法令の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

[R3_CBT]

- 1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならない。
- 2. 事業者は、乗務員等が事業用自動車の運行中に疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、当該乗務員等に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。
- 3. 貸切バスの交替運転者の配置基準に定める夜間ワンマン運行（1人乗務）の1運行の運転時間は、運行指示書上、10時間を超えないものとする。

本書に関する訂正とお問い合わせについて

本書の内容に訂正がある場合は、弊社のホームページに掲載致します。

書籍の訂正について

株式会社公論出版 ホームページ
書籍サポート/訂正
URL : https://kouronpub.com/book_correction.html



本書の内容で分からないことがありましたら、**必要事項を明記の上**、問合せフォームより、メールにて下記までお問い合わせください。電話でのお問合せは、**受け付けておりません**。

本書籍に関するお問い合わせ

メール 	問合せフォーム 	必要事項 ・お客様の氏名とフリガナ ・書籍名 ・該当ページ数 ・問合せ内容
--	--	---

※回答まで時間がかかる場合があります。ご了承ください。

※お問い合わせの有効期限は、**本書籍の発行日から1年間**とさせていただきます。

※お問い合わせは、本書の内容に限ります。運行管理者試験の詳細や実施時期、運行管理者の実務等については直接、運行管理者試験センターや最寄りの運輸局等へお問い合わせください。

運行管理者試験 問題と解説 旅客編 令和7年3月 CBT 試験受験版

定価2,640円 (税込)

■発行日 令和6年11月 初版

■発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
TEL : 03-3837-5731 (編集)
HP : <https://www.kouronpub.com/>

※電話でのお問合せは受け付けておりません。

※落丁・乱丁・書籍の内容に誤り等がございましたら、P.10「本書籍に関するお問い合わせ」に記載の問合せフォームよりご連絡ください。